

賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）賛助会員に関する基準を定めるものである。

(入会・退会)

第2条 定款第7条第2号に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、所定の様式を会長に提出し理事会の承認を経て、賛助会員となる。

2. 賛助会員が退会を希望する時、定款第9条第2項に則り退会手続きを行う。

(会 費)

第3条 賛助会員の会費を、年額30,000円とする。

2. 賛助会員の会費の変更は、理事会の承認を必要とする。

3. 会費の納入は、原則として当該年度の9月末日までとする。

(特 典)

第4条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 本会が発行する会員名簿に、事務所、電話番号などを無料で掲載することができる。

(2) 本会が主催する学会に、学会の全てのプログラムへの参加を2名まで認める。

(3) 本会ホームページにリンク先（バナー）を掲載できる。

(4) 作業療法に関する設備、機器の開発、改良、情報収集などを行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

(5) 本会が発行する発行物を受け取ることができる。

(募金の制限)

第5条 本会が主催する学会、研修会などに際し、寄附を求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行